

郡山市図書館協議会の委員を募集します (兼郡山市第5次子ども読書活動推進計画策定委員)



2025年4月1日
郡山市教育総務部
中央図書館
館長 若穂 豊
TEL: 923-6601

SDGs ターゲット 4.7 「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」

図書館のサービスなどについて審議等を行う「郡山市図書館協議会」の委員を募集します。

また、今回は「郡山市子ども読書活動推進計画」の改定年度にあたるため、その内容についても協議していただきます。

- 1 募集期間 4月1日(火) ~ 4月18日(金)
- 2 募集人数 2名
- 3 応募資格
 - (1) 郡山市内に引き続き1年以上住民登録し、かつ居住している方で、申込み時の年齢が18歳以上の方
 - (2) 会議(年数回開催、平日昼間開催)に出席できる方
 - (3) 国・地方公共団体の議員や公務員でない方
 - (4) 本市の他の附属機関等の委員になっていない方
 - (5) 過去に本委員会の公募委員として在任したことがない方
 - (6) 市税等を滞納していない方
- 4 任期 令和7(2025)年6月1日(予定)から令和9(2027)年5月31日
- 5 報酬等 市の規定の報酬及び旅費
- 6 応募方法

次のすべての書類を、必要事項を記入、持参、郵送または電子メールで提出

 - (1) 応募用紙
 - (2) 「子どもの読書活動の推進について」をテーマとした小論文(800字程度)
 - (3) 自己申告書
 - (4) 同意書

※ 応募に要する諸費用は本人負担となります。

また、提出された書類は返却しません。

※市ウェブサイトから用紙をダウンロードできます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/koriyama-city-library/66776.html>

- 7 選考方法

小論文と面接等により選考します。

 - ・ 応募に要する諸費用は本人負担となります。
 - ・ 提出された書類は返却しません。
 - ・ 選任された場合、氏名、性別等が公表されます。

〈郡山市図書館協議会〉

郡山市図書館協議会は、図書館法(昭和25(1950)年4月30日)第14条第1項及び郡山市図書館条例(昭和40(1965)年5月1日)第18条の規定により設置される、図書館運営・サービス等に関し、意見を頂く機関です。



※このQR
コードから